

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件

厚生労働省

○国土交通省告示第一号

環境省

厚生労働省

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号）の一部を次の表のように改

環境省

正し、告示の日から適用する。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

改正後	改正前
<p>建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 建築物石綿含有建材調査者講習(第三条―第十六条)</p> <p>第三章 工作物石綿事前調査者講習(第十六条の二―第十六条の十二)</p> <p>第四章 雑則(第十七条―第二十条)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、建築物における石綿含有建材及び工作物における石綿の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習の登録に關し必要な事項を定め、公正に正確な調査を行うことができる者を育成し、もって建築物及び工作物の維持保全並びに建築物及び工作物の解体、改造又は補修作業に伴う石綿による労働者の健康障害及び石綿の排出又は飛散による大氣の汚染の防止に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規程において「一般建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査(以下「建築物石綿含有建材調査」という。)を行う者で、建築物石綿含有建材調査に関する講習であつてこの規程により厚生労働大臣の登録を受け</p>	<p>建築物石綿含有建材調査者講習登録規程</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、建築物における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、建築物石綿含有建材調査者講習の登録に關し必要な事項を定め、公正に正確な調査を行うことができる者を育成し、もって建築物の維持保全並びに建築物の解体、改造又は補修作業に伴う石綿による労働者の健康障害及び石綿の排出又は飛散による大氣の汚染の防止に資することを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規程において「一般建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査(以下「建築物石綿含有建材調査」という。)を行う者で、この規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習(以下「建築物石綿含有建材調査者講習</p>

た講習（以下「建築物石綿含有建材調査者講習」という。）の講義のうち、別表第一の第一欄に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講義（以下「建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者（次項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。）をいう。

3 (略)

4 この規程において「一戸建て等石綿含有建材調査者」とは、建築物石綿含有建材調査（一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（別表第一において「一戸建て住宅等」という。）に係るものに限る。）を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義のうち、別表第一の第一欄に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義（第五条第一項第三号及び第七条第二項第十九号において「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。

5 この規程において「工作物石綿事前調査者」とは、工作物における石綿の使用実態の調査（以下「工作物石綿事前調査」という。）を行う者で、工作物石綿事前調査に関する講習であつてこの規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習（以下「工作物石綿事前調査者講習」という。）の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。

6 この規程において「建築物石綿含有建材調査制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

一 五 (略)

7 この規程において「工作物石綿事前調査制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

一 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及び建築に関するコンサルタント業務を含み、工作物に係る業務に限る。）

二 建設業（工作物に係る業務に限る。）

「という。）の講義のうち、第七条第二項第五号の表の第一欄に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講義（次項及び第七条第二項第十八号において「建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者（次項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。）をいう。

3 (略)

4 この規程において「一戸建て等石綿含有建材調査者」とは、建築物石綿含有建材調査（一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（第七条第二項第五号の表において「一戸建て住宅等」という。）に係るものに限る。）を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義のうち、第七条第二項第五号の表の第一欄に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義（第五条第一項第三号及び第七条第二項第十九号において「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。

(新設)

5 この規程において「制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

一 五 (略)

(新設)

- 三 不動産業（工作物に係る業務に限る。）
- 四 工作物の製造、供給及び流通に関する業
- 五 工作物に使用される石綿の調査及び分析並びに除去等に関する業

第二章 建築物石綿含有建材調査者講習

（登録の申請）

第三条 前条第二項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務（以下「建築物石綿含有建材調査者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行うものとする。

2・3 （略）

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が行う建築物石綿含有建材調査者講習は、登録を受けることができない。

一 三 （略）

（登録の要件等）

第五条 厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 別表第一の第一欄に掲げる講義に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二 四 （略）

五 建築物石綿含有建材調査制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第八条に規定する労働災害防止団体（第十六条の四第一項第三

（新設）

（登録の申請）

第三条 前条第二項の登録（以下単に「登録」という。）は、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務（以下「建築物石綿含有建材調査者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行うものとする。

2・3 （略）

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、登録を受けることができない。

一 三 （略）

（登録の要件等）

第五条 厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 第七条第二項第五号の表の第一欄に掲げる講義に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二 四 （略）

五 制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第八条に規定する労働災害防止団体である場合その他の建築物石綿含有建材調査者講習

号において単に「労働災害防止団体」という。）である場合その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務を公正に行うことができる」と認められる場合には、この限りでない。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、建築物石綿含有建材調査制限業種事業者がその親法人（会社法第八百七十九條第一項に規定する親法人をいう。第十六條の四第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

ロ 申請者の役員に占める建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

## 2 (略)

### 2 (略)

#### 第七条 (略)

2 建築物石綿含有建材調査者講習事務は、公正に、かつ、第五條第一項第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とすること。

イ〜へ (略)

ト 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）による改正前の労働安全衛生法（第十六條の六第二項第三号トにおいて「旧安衛法」という。）別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了

事務を公正に行うことができると認められる場合においては、この限りでない。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、制限業種事業者がその親法人（会社法第八百七十九條第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 申請者の役員に占める制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

## 2 (略)

### 2 (略)

#### 第七条 (略)

2 建築物石綿含有建材調査者講習事務は、公正に、かつ、第五條第一項第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とすること。

イ〜へ (略)

ト 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経

した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者

チㄣㄣ (略)

四 (略)

五 講義は、別表第一の第一欄に掲げる講義の区分ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、それぞれ同表の第四欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、第三号イに該当する者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を、工作物石綿事前調査者講習の講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限る。)及び工作物石綿事前調査者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1及び2並びに建築物石綿含有建材調査報告書の作成の科目を免除することができる。

(削る)

験を有する者

チㄣㄣ (略)

四 (略)

五 講義は、次の表の第一欄に掲げる講義の区分ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、それぞれ同表の第四欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、第三号イに該当する者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を免除することができる。

講義	科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する講義	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間

<p>講義 に 関 す る</p>	<p>一戸建て 等建築物 石綿含有 建材調査</p>	<p>建築物石綿 含有建材調 査に関する 基礎知識2</p>	<p>建築物石綿 含有建材調 査に関する 基礎知識1</p>	<p>大気汚染防止法、建築基準 法その他関係法令、リスク ・コミュニケーションその 他の建築物石綿含有建材調 査全般にわたる基礎知識に</p>	<p>労働安全衛生法その他関係 法令、建築物と石綿、石綿 関連疾患及び石綿濃度と健 康リスクに係る建築物石綿 含有建材調査の基礎知識に 関する事項</p>	<p>一時間</p>	<p>一時間</p>	<p>作成</p>	<p>建築物石綿 含有建材調 査報告書の 作成</p>	<p>調査票の記入、調査報告書 の作成、所有者等への報告 その他の建築物石綿含有建 材調査報告書に関する事項</p>	<p>一時間</p>	<p>点</p>	<p>現場調査の 実際と留意 点</p>	<p>調査計画、事前準備、現地 調査、試料採取、現地調査 の記録方法、建材中の石綿 分析その他の現地調査に関 する事項</p>	<p>四時間</p>	<p>面調査</p>	<p>石綿含有建 材の建築図 面調査</p>	<p>建築一般、建築設備と防火 材料、石綿含有建材、建築 図面その他の建築物石綿含 有建材調査を行う際に必要 となる情報収集に関する事 項</p>	<p>四時間</p>
-----------------------------------	--	--	--	---	---	------------	------------	-----------	---	--	------------	----------	------------------------------	---	------------	------------	--------------------------------	---	------------

- 六 講義は、別表第一の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。
- 七 十四 (略)
- 十五 新たに終了考査に合格した者（筆記試験による修了考査に合格しなかった者を除く。第十六条第一項第五号において同じ。）に対し、建築物石綿含有建材調査者講習の終了後、その事実を証する書類（以下「建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書」という。）を交付すること。
- 十六 十七 (略)
- 十八 建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（一般

- 六 講義は、前号の表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。
- 七 十四 (略)
- 十五 新たに終了考査に合格した者（筆記試験による修了考査に合格しなかった者を除く。第十六条第一項第五号において同じ。）に対し、建築物石綿含有建材調査者講習の終了後、その事実を証する書類（以下「修了証明書」という。）を交付すること。
- 十六 十七 (略)
- 十八 建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（一般

一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	一戸建て住宅等の定義、種類、使用される石綿含有建材、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	一時間
現地調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	三時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	一時間



建築物石綿含有建材調査者を除く。)については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

十九 一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

3  
3  
5 (略)

(建築物石綿含有建材調査者講習事務規程)

第十条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する規程を定め、建築物石綿含有建材調査者講習事務の開始前に、厚生労働大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 八 (略)

九 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十 五 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十五条 厚生労働大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣にその旨を通知するものとする。

一 四 (略)

建築物石綿含有建材調査者を除く。)については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

十九 一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者については、その受講の日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

3  
3  
5 (略)

(建築物石綿含有建材調査者講習事務規程)

第十条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する規程を定め、建築物石綿含有建材調査者講習事務の開始前に、厚生労働大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 八 (略)

九 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十 五 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十五条 厚生労働大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣にその旨を通知するものとする。

一 四 (略)

五 正当な理由がないのに第十七条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

2 (略)

(帳簿の記載等)

第十六条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えるものとする。

一・二 (略)

三 講義及び実地研修を行った講師の氏名並びに当該講師が当該講義において担当した科目及びその時間

四 (略)

五 修了考査に合格した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の交付年月日及び

証明書番号

2 (略)

### 第三章 工作物石綿事前調査者講習

(登録の申請)

第十六条の二 第三条(第三項第一号ホを除く。)の規定は、工作物石綿事前調査者講習について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二条第五項」と、第三条第三項中「第五条第一項第三号イからホまで」とあるのは「第十六条の四第一項第二号イからハまで」と、「次条」とあるのは「第十六条の三において読み替えて準用する第四条」と、「前号ハからヌまで」とあるのは「前号ハ、ニ及びヘからヌまで」と読み替えるものとする。

(欠格条項)

第十六条の三 第四条の規定は、工作物石綿事前調査者講習について

五 正当な理由がないのに第十七条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

2 (略)

(帳簿の記載等)

第十六条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えるものとする。

一・二 (略)

三 講義及び実地研修を行った講師の氏名並びに当該講師が講義において担当した科目及びその時間

四 (略)

五 修了考査に合格した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付年月日及び証明書番号

2 (略)

### (新設) 第三章 (新設) 工作物石綿事前調査者講習

(新設)

(新設)

て準用する。この場合において、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「第十六条の十一第一項」と読み替えるものとする。

(登録の要件等)

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二において読み替えて準用する第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 別表第二の上欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講義の講師として工作物石綿事前調査者講習事務に従事すること。

イ 工作物石綿事前調査者

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において工学、医学その他の工作物石綿事前調査者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は工学、医学その他の工作物石綿事前調査者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ハ イ又はロのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 工作物石綿事前調査制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体である場合その他の工作物石綿事前調査者講習事務を公正に行うことができると認められる場合においては、この限りでない。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、工作物石綿事前調査制限業種事業者がその親法人であること。

ロ 申請者の役員に占める工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の

(新設)

一を超えていること。

ハ 申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 工作物石綿事前調査者講習事務を管理する者が置かれていること。

2 登録は、工作物石綿事前調査者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 工作物石綿事前調査者講習事務を行う者（以下「工作物石綿事前調査者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 工作物石綿事前調査者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 工作物石綿事前調査者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第十六条の五 第六条の規定は、工作物石綿事前調査者講習について準用する。この場合において、同条第二項中「前三条」とあるのは「第十六条の二において読み替えて準用する第三条（第三項第一号ホを除く。）」、第十六条の三において読み替えて準用する第四条及び第十六条の四」と読み替えるものとする。

（工作物石綿事前調査者講習事務の実施）

第十六条の六 第七条第一項及び第三項から第五項までの規定は、工作物石綿事前調査者講習について準用する。

2 工作物石綿事前調査者講習事務は、公正に、かつ、第十六条の四第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一 工作物石綿事前調査者講習を毎事業年度一回以上行うこと。

（新設）

（新設）

- 二 工作物石綿事前調査者講習を講義及び筆記試験による修了  
調査を行う方法により行うこと。
- 三 次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とす  
ること。
- イ 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主  
任者技能講習を修了した者
- ロ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工  
学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業  
した後、工作物に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ハ 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに  
限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）に  
おいて、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（  
夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後  
（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後  
。二において同じ。）、工作物に関して三年以上の実務の経  
験を有する者
- ニ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期  
課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正  
規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作  
物に関して四年以上の実務の経験を有する者（ハに該当する  
者を除く。）
- ホ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工  
学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業  
した後、工作物に関して七年以上の実務の経験を有する者
- ヘ 工作物に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- ト 旧安衛法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作  
業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関  
して五年以上の実務の経験を有する者
- チ 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
- リ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関  
して二年以上の実務の経験を有する者

- 又 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ル 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
- ヲ ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 四 講義は、別表第二の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、前号イに該当する者については、工作物石綿事前調査に関する基礎知識1の科目を、建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限る。）一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者については、工作物石綿事前調査に関する基礎知識1及び2並びに工作物石綿事前調査報告書の作成の科目を免除することができる。
- 五 講義は、別表第二の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。
- 六 講義の講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 修了考査は、講義を行った後に行い、工作物石綿事前調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとする。
- 八 工作物石綿事前調査者講習を実施する日時、場所その他の工作物石綿事前調査者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 九 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 十 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
- 十一 新たに修了考査に合格した者に対し、工作物石綿事前調査

者講習の終了後、その事実を証する書類（以下「工作物石綿事前調査者講習修了証明書」という。）を交付すること。

十二 講義を受講し、かつ、修了考査に合格しなかった者に対し、その申請により、講義を受講したことを証する書類を交付すること。

十三 講義を受講した者については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される講義を受講した者とみなすこと。

（定期講習）

第十六条の七 工作物石綿事前調査者講習実施機関は、工作物石綿事前調査者に対して、工作物石綿事前調査に必要な知識及び技能の維持向上を図るための講習を定期的に実施することができる。

（登録事項の変更の届出）

第十六条の八 工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。

（工作物石綿事前調査者講習事務規程等）

第十六条の九 第十条（第一項第六号を除く。）から第十二条までの規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、第十条第一項第十四号中「第十六条第一項」とあるのは「第十六条の十二において準用する第十六条第一項」と読み替えるものとする。

（適合勧告等）

第十六条の十 第十三条及び第十四条の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、第十三条中「第五条第一項各号」とあるのは「第十六条の四第一項各号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

「と、第十四条中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第十六条の六第一項において準用する第七条第一項又は第十六条の六第二項」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第十六条の十一 厚生労働大臣は、工作物石綿事前調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工作物石綿事前調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて工作物石綿事前調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣にその旨を通知するものとする。

一 第十六条の三において準用する第四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十六条の六第一項において準用する第七条、第十六条の六第二項、第十六条の八、第十六条の九において読み替えて準用する第十条、第十一条若しくは第十二条第一項又は次条において読み替えて準用する第十六条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十六条の九において準用する第十二条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 正当な理由がないのに前条において読み替えて準用する第十三条又は第十四条の規定による勧告に従わなかったとき。

五 正当な理由がないのに第十七条第二項において準用する同条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 | 第十五条第二項の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは「第十六条の十一第一項各号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等)

(新設)



第十六条の十二 第十六条の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「講義及び実地研修」とあるのは「講義」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

(報告の徴収)

第十七条 (略)

2 前項の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。

(公示)

第十八条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

- 一 第二条第二項又は第五項の登録をしたとき。
- 二 第九条又は第十六条の八の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条(第十六条の九において準用する場合を含む。)の規定による届出があったとき。
- 四 第十五条若しくは第十六条の十一の規定により登録を取り消し、又は建築物石綿含有建材調査者講習事務若しくは工作物石綿事前調査者講習事務の停止を指示したとき。

(関係機関の長の連携)

第十九条 厚生労働大臣は、第二条第二項又は第五項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、第九条、第十条及び第十一条(これらの規定を第十六条の九において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第十六条の八の規定による届出があったときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(報告の徴収)

第十七条 (略)

(新設)

(公示)

第十八条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第九条の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条の規定による届出があったとき。
- 四 第十五条の規定により登録を取り消し、又は建築物石綿含有建材調査者講習事務の停止を指示したとき。

(関係機関の長の連携)

第十九条 厚生労働大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、第九条から第十一条までの規定による届出があったときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第十三条若しくは第十四条（これらの規定を第十六条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勧告をし、又は第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求めようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は環境大臣に意見を求めることができる。

4 国土交通大臣又は環境大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第十三条若しくは第十四条（これらの規定を第十六条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の勧告又は第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の報告の徴収をすべきことを要請することができる。

5 （略）

（権限の委任）

第二十条 この規程に規定する厚生労働大臣の権限は、第三条第二項第二号（第十六条の二において準用する場合を含む。）及び第五條第二項第三号の事務所又は第十六条の四第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、第三条第二項第二号（第十六条の二において準用する場合を含む。）及び第五條第二項第三号の事務所又は第十六条の四第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 この規程に規定する環境大臣の権限は、第三条第二項第二号（第十六条の二において準用する場合を含む。）及び第五條第二項第三号の事務所又は第十六条の四第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 厚生労働大臣は、第十三条若しくは第十四条の規定による勧告をし、又は第十七条の規定による報告を求めようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は環境大臣に意見を求めることができる。

4 国土交通大臣又は環境大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第十三条若しくは第十四条の勧告又は第十七条の報告の徴収をすべきことを要請することができる。

5 （略）

（権限の委任）

第二十条 この規程に規定する厚生労働大臣の権限は、第三条第二項第二号及び第五條第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、第三条第二項第二号及び第五條第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 この規程に規定する環境大臣の権限は、第三条第二項第二号及び第五條第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

別表第一（第二条、第五条、第七条関係）

講義	科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する講義	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
	石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点		調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間

（新設）

				一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義
現場調査の実際と留意点	建築物石綿含有建材調査の調査	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
調査計画、事前準備、現地調査、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査 一戸建て住宅等の定義、種類、使用される石綿含有建材、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項
三時間	一時間	一時間	一時間	一時間

別表第二（第十六条の四、第十六条の六関係）

科目	内容	時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用	四時間

	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	の現地調査に関する事項 調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告 その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	一時間
--	-------------------	---	-----

（新設）

留意点 工物石綿事前調査報告書の作成	される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項 調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間
-----------------------	--	-----